

第 92 期 決算公告

平成 22 年 6 月 28 日

佐賀市松原四丁目 2 番 12 号
株式会社 佐賀共栄銀行
取締役頭取 山本 孝之

第 92 期末(平成 22 年 3 月 31 日現在)貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け	6,543	預 金	212,591
現 金	4,021	当 座 預 金	1,519
預 け	2,521	普 通 預 金	62,611
商 品 有 価 証	5	貯 蓄 預 金	734
商 品 国 債	5	通 知 預 金	48
有 価 証	54,144	定 期 預 金	143,925
国 債	14,625	定 期 積 金	2,691
地 方 債	1,383	そ の 他 の 預 金	1,059
社 債	25,259	コ ー ル マ ネ ー	1,000
株 式	3,064	借 用 金	2,300
そ の 他 の 証 券	9,810	借 入 金	2,300
貸 出 金	167,020	社 債	1,000
割 引 手 形	1,922	そ の 他 負 債	774
手 形 貸 付	9,615	未 決 済 為 替 借	51
証 書 貸 付	146,694	未 払 法 人 税 等	14
当 座 貸 越	8,787	未 払 費 用	528
そ の 他 資 産	586	前 受 収 益	129
未 決 済 為 替 貸	25	従 業 員 預 り 金	5
前 払 費 用	10	給 付 補 て ん 備 金	3
未 収 収 益	278	そ の 他 の 負 債	42
そ の 他 の 資 産	271	賞 与 引 当 金	64
有 形 固 定 資 産	4,817	退 職 給 付 引 当 金	628
建 物	921	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	173
土 地	3,573	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	70
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	322	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	775
無 形 固 定 資 産	104	支 払 承 諾	769
ソ フ ト ウ ェ ア	89	負 債 の 部 合 計	220,147
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	14	(純 資 産 の 部)	
繰 延 税 金 資 産	1,536	資 本 金	2,100
支 払 承 諾 見 返 金	769	資 本 剰 余 金	679
貸 倒 引 当 金	7,275	資 本 準 備 金	679
		利 益 剰 余 金	5,124
		利 益 準 備 金	635
		そ の 他 利 益 剰 余 金	4,488
		別 途 積 立 金	7,077
		繰 越 利 益 剰 余 金	2,588
		自 己 株 式	46
		株 主 資 本 合 計	7,856
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	679
		土 地 再 評 価 差 額 金	928
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	248
		純 資 産 の 部 合 計	8,105
資 産 の 部 合 計	228,252	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	228,252

第 92 期 { 平成 21 年 4 月 1 日から
平成 22 年 3 月 31 日まで } 損益計算書

株式会社 佐賀共栄銀行
(単位:百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益		6,129
資金運用収益	5,109	
貸出金利息	4,335	
有価証券利息配当金	771	
コールローン利息	2	
預け金利息	0	
その他の受入利息	0	
役務取引等収益	628	
受入為替手数料	196	
その他の役務収益	431	
その他業務収益	131	
外国為替売買益	0	
商品有価証券売買益	0	
国債等債券売却益	130	
国債等債券償還益	1	
その他経常収益	260	
株式等売却益	88	
その他の経常収益	172	
経常費用		8,356
資金調達費用	598	
預金利息	564	
コールマネー利息	0	
借入金利息	0	
社債利息	34	
その他の支払利息	0	
役務取引等費用	431	
支払為替手数料	30	
その他の役務費用	400	
その他業務費用	80	
国債等債券償還損	3	
国債等債券償却	76	
その他の業務費用	0	
営業経費用	3,822	
その他経常費用	3,424	
貸倒引当金繰入額	2,520	
株式等償却	544	
その他の経常費用	358	
経常純損失		2,226
特別損益		33
移転補償	33	
特別損失		14
固定資産処分損失	5	
減損	9	
税引前当期純損失		2,207
法人税、住民税及び事業税	12	
法人税等調整額	373	
法人税等合計		386
当期純損失		2,594

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のある株式については、決算期末前1ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のある株式以外については、決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 6年～47年

その他 3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

なお、該当するリース資産はありません。

4. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

なお、外貨建負債は保有しておりません。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(13年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(13年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(会計基準変更時差異の償却期間)

なお、会計基準変更時差異(490百万円厚生年金基金代行返上後)については、15年による按分額を費用処理しております。

(会計方針の変更)

当事業年度末から、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号平成20年7月31日)を適用しております。なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

6. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

(金融商品に関する会計基準)

当事業年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。

これによる貸借対照表及び損益計算書に与える影響は軽微であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,276百万円、延滞債権額は10,818百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は82百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,815百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は14,993百万円であります。

なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,922百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 14,591百万円

担保資産に対応する債務

コールマネー 1,000百万円

借入金 2,300百万円

上記のほか、為替決済の取引の担保として有価証券5,246百万円、県及び市町の水道事業に係る収納事務の担保として定期預け金2百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は44百万円であります。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形はありません。

7. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、12,320百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが7,699百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が公表した方法により算定した価額に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,194百万円

9. 有形固定資産の減価償却累計額 3,035百万円

10.有形固定資産の圧縮記帳額 203百万円

11.社債は、劣後特約付社債1,000百万円であります。

12.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は70百万円であります。

13.1株当たりの純資産額 443円98銭

14.貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

15.当事業年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	1,576 百万円
年金資産	714 百万円
未積立退職給付債務	861 百万円
会計基準変更時差異の未処理額	163 百万円
未認識数理計算上の差異	182 百万円
未認識過去勤務債務	112 百万円
貸借対照表計上額の純額	628 百万円
前払年金費用	-
退職給付引当金	628 百万円

16.銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、20百万円であります。

17.銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準）8.10%

(損益計算書関係)

1. 関連当事者との取引に関する事項

役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	古川 昇			当行監査役	被所有 直接 0.19	建物の賃借 債務保証	建物の賃借	16		
							(有)古川ビル へ資金の貸 出に対する 債務保証	25		
役員及びその 近親者が議決 権の過半数を 所有している 会社	(有)古川ビル	佐賀県 佐賀市	10	不動産賃貸業	なし	建物の賃借 資金の貸出 利息の受入	建物の賃借	1		
							資金の貸出		貸出金	25
							利息の受入	0		

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 貸出取引は一般の取引先と同様、市場金利動向等を勘案のうえ、合理的に決定しております。

(2) 建物の賃借は、神野支店、佐賀市エリア営業部及び研修センターとして使用しており、建物賃借料は近隣の賃借料並びに資産価値を基準に、一般取引先と同様合理的に決定しております。

2. (有)古川ビルへの債務保証は、役員古川昇のいわゆる第三者のための取引であります。

3. (有)古川ビルは、当行役員古川昇及びその近親者が議決権100%を直接保有しております。

4. 上記の金額には消費税等を含んでおりません。

2. その他の経常費用には、債権売却損 312 百万円を含んでおります。

3. 1 株当たり当期純損失金額 142 円 08 銭

4. 減損損失

当行は、以下の資産について減損損失を計上しました。

用途	種類	場所	金額
遊休	土地	佐賀県三養基郡みやき町	9 百万円

(経緯)

上記の土地については、中原支店建設予定地として取得しましたが、景気の低迷による需要の落ち込み等により、現在は遊休資産(所有不動産)としております。今後の利用計画もないため、減損損失を認識しました。

(グルーピングの方法)

グルーピングの単位は、営業店単位としております。ただし、将来の使用が見込まれていない遊休資産については、個々の物件単位でグルーピングをしております。また、本部設備については、共用資産としております。

(回収可能価額の算定方法等)

回収可能価額は正味売却価額により測定しており、土地は近隣売却実績額を勘案した自行における合理的な見積額等により評価しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行は、預金業務、貸出業務、内国為替業務の他、代理業務、国債等公共債及び証券投資信託の窓口販売、保険商品の窓口販売等の銀行業務を行っております。資金運用手段は国内の取引先及び個人への貸出金であり、余剰資金については安全性の高い金融資産にて運用しております。資金調達手段は主に預金であり、コールマネー、借入金、社債等であります。これらについては金利変動のリスクを有しているため、総合的管理（ALM）により取組方針を決定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は主として国内の取引先及び個人に対する貸出金であり、顧客の債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

有価証券は、株式、債券、投資信託及び組合出資金であり、目的別に売買目的、満期保有目的、その他有価証券（売買・満期保有以外の目的）に分類して保有しており、各々が発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

また、当行が有する金融負債は主として預金、コールマネー、日本銀行からの借入金、社債であり、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少または消失し、当行が損失を被るリスク）の管理

当行は、与信業務の基本的な理念・指針・規準等を明示した「融資審査の規準（クレジットポリシー）」に基づき、健全な資産の充実を図るため、債務者毎に財務内容、信用格付、与信額等についてのモニタリングを実施し、定期的に取り締役会へ報告しています。また、一定金額以上の案件については「融資権限規程」に基づき、信用格付毎に決裁権限額を定め、これを超過する案件については経営陣を含めた会議上で取組方針を決定し、信用リスクを的確に認識・評価する体制を整備しております。

信用リスクに関わる管理は、営業推進部門（営業統括部）と審査管理部門（審査部・債権管理室）とを分離し、相互牽制機能を確保することで適正な与信管理体制の構築を行うこととし、さらに与信監査部門（監査部）による与信管理状況の監査を実施しております。

有価証券は売買目的債券、満期保有債券は格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。また、その他有価証券についても格付の高い証券を対象とし、また、保有限度を定めリスクの分散を図っております。

市場リスク（市場価格、金利等の変動リスク）の管理

当行は、「市場リスク管理方針」を定め、市場リスクに係るリスクを把握し、これを当行として取り得る許容範囲に収めることによりリスクを限定し、適切な管理態勢の維持・向上に努めております。計測かつ管理が可能なリスクについては、能動的に一定のリスクを取り、収益機会を捉えていきますが、計測または管理が不可能なリスクは回避することを基本としています。

金利リスクについては、ALMによってギャップ分析や金利感応度分析等を用いてリスク量をモニタリングし、月次ペースでALM委員会、取締役会へ報告しております。なお、金利変動リスクをヘッジするデリバティブ取引は行っていません。

価格変動リスクについては、「有価証券運用規程」ならびに「同細則」に基づき、ALM委員会にて継続的に市場環境や財務状況をモニタリングしており、リスクの把握に努めております。

業務の運営にあたっては、可能な限りリスク量を把握し、迅速な対応が図れる体制とし、かつ、フロントオフィス（市場部門：資金証券部市場金融グループ）・バックオフィス（事務管理部門：資金証券部資金管理グループ）・ミドルオフ

イス（リスク管理部門：資金証券部資金管理グループ、ALM委員会）に分離した体制とし、相互牽制の機能強化を図っております。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当行は「流動性リスク管理方針」に基づき、ALM委員会において「緊急時の資金繰り」及び「向こう3ヶ月の予想」を分析し、リスクコントロールを図っております。

また、流動性リスクを資金繰りリスク（運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク）と、市場流動性リスク（市場の混乱等により市場において取引ができなくなる、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされるなどにより損失を被るリスク）と定義し、資金繰り管理部門（資金証券部資金管理グループ）と流動性リスク管理部門（資金証券部市場金融グループ）へ分離した組織体制を構築し相互牽制機能を確保しております。

資金繰りリスクについては営業店へ週次で資金繰り表を作成させ、大口資金移動等による資金繰りへの影響度、外部・内部環境の情報を収集・分析して資金繰りを予測し、リスクの軽減に努めております。また、万一資金繰りが危機事態に陥った場合でも、「コンティンジェンシープラン」を策定し、緊急時における態勢も整備しています。

市場流動性リスクについては内部環境・外部環境の動向を分析・評価し、リスクの所在・影響を把握するとともに、分析結果を資金繰り管理部門へ還元しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 22 年 3 月 31 日おける貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1)現金預け金	6,543	6,543	-
(2)商品有価証券			
売買目的有価証券	5	5	-
(3)有価証券			
満期保有目的の債券	3,011	2,487	523
その他有価証券	50,941	50,941	-
(4)貸出金	167,020		
貸倒引当金(*)	7,272		
	159,748	162,019	2,271
資産計	220,250	221,998	1,747
(1)預金	212,591	212,913	322
(2)コールマネー	1,000	1,000	-
(3)借入金	2,300	2,300	-
(4)社債	1,000	1,000	-
負債計	216,891	217,213	322

(*)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1)現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債の時価は、元利金の合計額をリスクフリー・レートに信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当事業年度末においては、合理的に算定さ

れた価額をもって貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」及び「その他有価証券評価差額金」は309百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4)貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を期間別の無リスクの市場利子率に信用リスク相当分を調整した利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1)預金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2)コールマネー及び(3)借入金

これらは、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4)社債

当行の発行する社債は、変動金利であるため、短期間で市場金利を反映し、また、当行の信用状態は発行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)(*2)	169
組合出資金(*3)	21
合計	190

(*1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*2)当事業年度において、非上場株式について1百万円減損処理を行っております。

(*3)組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券(平成22年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	0

2. 満期保有目的の債券(平成22年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	300	301	1
	その他	-	-	-
	小計	300	301	1
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	2,711	2,186	525
	小計	2,711	2,186	525
合計		3,011	2,487	523

3. その他有価証券(平成22年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	740	633	106
	債券	32,590	31,937	652
	国債	13,330	13,116	213
	地方債	1,154	1,130	24
	社債	18,105	17,690	415
	その他	1,247	1,205	42
	小計	34,578	33,776	801
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,154	2,695	540
	債券	8,379	8,495	115
	国債	1,295	1,300	4
	地方債	229	230	1
	社債	6,853	6,964	110
	その他	5,829	6,653	824
	小計	16,363	17,844	1,481
合計		50,941	51,621	679

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額(百万円)
株式	169
その他	21
合計	190

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「3. その他有価証券」には含めておりません。

4. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 22 年 3 月 31 日)
該当事項はありません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 22 年 3 月 31 日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	516	70	-
債券	8,494	148	-
国債	1,813	26	-
地方債	716	10	-
社債	5,965	111	-
その他	-	-	-
合計	9,011	218	-

6. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は、620 百万円(うち、株式 544 百万円、その他 76 百万円)であります。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、事業年度末時の時価の下落率が簿価の 30%以上であるものを対象としております。時価の下落率が簿価の 50%以上である場合は、時価が「著しく下落した」ときに該当することとして減損処理を行っております。また、時価の下落率が 30%以上 50%未満である場合は回復可能性の判定を行い、減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託(平成 22 年 3 月 31 日現在)
該当事項はありません。
2. 満期保有目的の金銭の信託(平成 22 年 3 月 31 日現在)
該当事項はありません。
3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成 22 年 3 月 31 日現在)
該当事項はありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	2,413 百万円
有価証券評価損	77 百万円
減価償却費	61 百万円
退職給付引当金	253 百万円
繰越欠損金	326 百万円
その他	270 百万円
繰延税金資産小計	3,402 百万円
評価性引当額	1,866 百万円
繰延税金資産合計	1,536 百万円

(持分法損益等)

1. 関連会社に関する事項
当行は関連会社がないため、「持分法損益等」の該当事項はありません。
2. 開示対象特別目的会社に関する事項
当行は開示対象特別目的会社がないため、「持分法損益等」の該当事項はありません。